

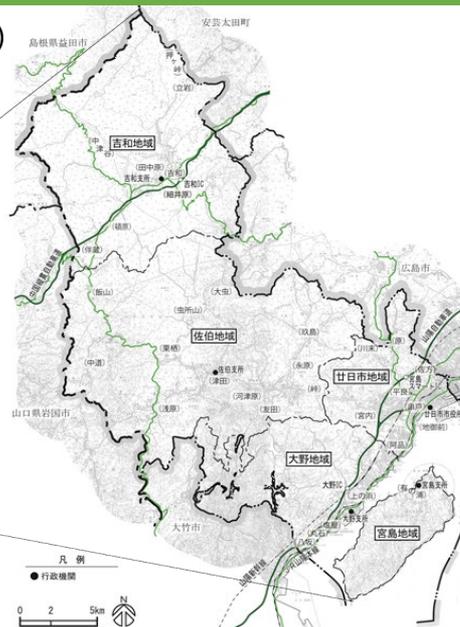
# 18 廿日市市文化財保存活用地域計画（第1次計画）【広島県】

【計画期間】 令和5～12年度（8年間）

【面積】 489.48km<sup>2</sup>

【人口】 約11.59万人

【関連計画等】 世界文化遺産「厳島神社」（H8年12月登録）



## ★指定等文化財 件数一覧

令和5年4月1日現在

種別・分類	国				県	市	計		
	指定	選択	選定	登録	指定	指定			
有形文化財	建造物	13(1)	-	-	3	1	3	20(1)	
	美術工芸品	68(11)	-	-	0	21	57	146(11)	
無形文化財		0	0	-	0	-	1	1	
民俗文化財	有形	0	0	-	0	-	-	0	
	無形	0	3	-	0	3	7	13	
記念物	遺跡	※1(1)	-	-	0	0	17	18	
	名勝地	※1(1)	-	-	0	0	5	5	
	動植物地質等	4(1)	-	-	0	4	17	25	
文化的景観		-	-	0	-	-	0	0	
伝統的建造物群		-	-	1	-	-	0	1	
総計		86(15)	3	1	3	29	107	229	
埋蔵文化財							-		218

※：特別史跡特別名勝厳島は1件とする、「-」：該当無し、（ ）：うち国宝、特別史跡・特別名勝、特別天然記念物

指定等文化財 229件  
未指定文化財 1,580件把握

## ★推進体制

	取組主体
市民・地域団体等	文化財の所有者・保持者、文化財市民調査員（仮称）、文化財の所在する地域住民（市民）、地域自治組織（5地域、28団体）、文化財の保存・活用に係わる団体・グループ等
関係団体	廿日市市文化協会、廿日市市芸術文化振興事業団、廿日市商工会議所、佐伯・大野町・宮島町商工会、はつかいち観光協会、宮島観光協会、宮島細工協同組合、保護・研究団体等
学識経験者	廿日市市伝統的建造物群保存地区審議会、宮島歴史民俗資料館協議会、廿日市市総合計画審議会、大学等
行政	廿日市市、市消防本部、広島県、県警察本部、文化庁、環境省、林野庁、海上保安庁等
進行管理	廿日市市文化財保護審議会、廿日市市文化財保存活用地域計画協議会、廿日市市歴史文化まちづくり協議会

## ★歴史文化の特性

### 1. 石器となる石材に恵まれた冠高原

冠高原は標高800mの高原である。冠山から大量に噴出した安山岩を利用し、後期旧石器時代から弥生時代までのおよそ3万年にわたり打製石器が作られていた。

### 2. 厳島神社と厳島信仰

厳島神社は海上守護の神として信仰され、漁民・商人の崇拝を集めてきた。神事は数多く、人びとの日常に根ざしたもので、かたちを変えつつ現在も行われている。

### 3. 中世の武士たちと廿日市

源平の争乱後、厳島神主家は廿日市の桜尾城に本拠を移す。毛利元就の中国地方統一の契機となった地で、市内の寺院には関係する武将ゆかりの文化財が数多く伝わる。

### 4. 人びとの往来とモノの移動

本市には西国街道と津和野街道が通り、宮島は海上交通の結節点であった。さまざまな文化が伝わり、それらが交わることで独特の文化が生まれた。

### 5. 近現代の戦争の記憶

本市は、幕末の第二次長州戦争で戦場となった。その後の日清・日露戦争、太平洋戦争では、直接的な被害はなかったが、戦争関連施設が設けられ、一部は現在も遺る。

### 6. 海・山のめぐみと食文化

本市は、瀬戸内海の宮島から標高1,000mを超える西中国山地と南北に長く、四季折々に海の幸、山の幸が豊富に手に入る。これらを使ったさまざまな食文化が、今に伝わっている。

### 7. はつかいちの木工文化

本市は、古くから西中国山地の木材の積出港として栄えた。宮島彫り、ロクロ細工が発展し、けん玉発祥地の地といわれている。木の文化は地場産業へと継承・発展してきた。

### 8. 暮らしの中に息づく芸能と祭り

南北に長い本市には、生活の中から生まれた民俗芸能をはじめ、さまざまな無形の民俗文化財が各地で継承されている。「安芸十二神祇」は十二番の舞を奉納する託宣の舞である。

■ 市域全体

課 題	方 針	重点措置の例
-----	-----	--------

方向性1：調査と保存 廿日市市の文化財を知り、価値を共有する

●(1)廿日市市の文化財を守る

- ア 文化財の指定等の基準整備や現況把握
- イ 文化財の現状を踏まえた認定や保存制度
- ウ 指定等文化財の保存修理や維持管理
- エ 無形文化財等の記録保存

●(2)文化財調査による郷土の魅力発掘

- ア 文化財の把握調査や詳細調査
- イ 埋蔵文化財の調査と成果の整理

●(3)出土文化財の再整理と活用

- ア 出土文化財の再整理と活用

●(4)体制整備と職員のスキルアップ

- ア 文化財専門職員の体制充実・強化
- イ 文化財担当職員のスキルアップと、市職員の文化財保護意識の醸成・向上
- ウ 文化財に関係する行政関連部局や関係団体・大学などとの連携

●(1)廿日市市の文化財を守る

- ア ①指定基準を整備する。②指定などを促進する。③指定等文化財の現況確認と台帳を作成する。④天然記念物の台帳を作成する。
- イ ①認定制度を創出する。②後継者の育成支援を検討する。③未指定文化財の保存制度を検討する。④市補助金制度を整理する。
- ウ ①指定等文化財の保存修理を行う。②指定等文化財のパトロールを行う。
- エ ①無形文化財などの記録保存を行う。

●(2)文化財調査による郷土の魅力発掘

- ア ①未指定文化財のうち、把握調査が行われていない地域や種別について、優先的に把握調査を行う。②文化財の詳細調査を行う。③把握調査や詳細調査の報告書を作成する。
- イ ①埋蔵文化財の確認調査を行う。②遺跡地図の更新を進める。③赤色立体地図を導入する。④重要遺跡の把握を進める。

●(3)出土文化財の再整理と活用

- ア ①出土文化財の再整理を行う。②発掘調査報告書を作成する。③出土文化財を公開・活用する。

●(4)体制整備と職員のスキルアップ

- ア ①文化財専門職員の雇用を検討する。
- イ ①文化財専門・担当職員への専門研修を行う。②市職員への文化財保護研修を行う。
- ウ ①関連部局や団体・大学などとの連携を検討する。

3 指定等文化財現況確認調査事業 (1)ア③

- ・国、県、市の指定等文化財について、所在及び現況を確認するための調査を行う。  
■所有者、研究者、行政 ■R5~12



シャクナゲ群生地

21 記念物（遺跡・名勝地）把握調査事業 (2)ア①

- ・未指定の記念物（遺跡、名勝地）について、把握調査を行う。  
■市民、地域、所有者、研究者、行政 ■R5~12



室浜砲台跡

35 埋蔵文化財専門職員等の確保 (4)ア①

- ・埋蔵文化財専門職員をはじめ、文献や民俗など、本市に必要な各分野の専門職員の計画的雇用と、配置を検討する。 ■行政 ■R5~12

方向性2 公開と活用 廿日市市の文化財を活かし、まちづくりにつなぐ

●(1)文化財を活かしたまちづくり

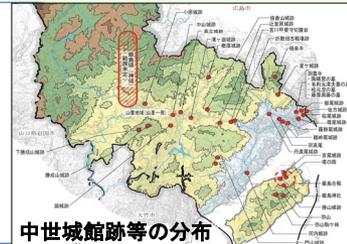
- ア 各種文化財の学習機会の確保
- イ 文化財に関する情報発信と案内板や説明板の整備
- ウ 所有者等による文化財の公開・活用
- エ 重要遺跡等の公開・活用
- オ 文化財の把握調査に基づいた、総合的・一体的な保存と活用

●(1)文化財を活かしたまちづくり

- ア ①文化財関連講座や講演会などを開催する。
- イ ①文化財に関する情報発信を検討する。②文化財のパンフレットなどを作成する。③文化財への標識、案内板、説明板を統一する。④既存の案内板、説明板を更新する。
- ウ ①文化財の公開を支援する。②文化財所有者との連携を検討する。
- エ ①重要遺跡を公開・活用する。
- オ ①関連文化財群などの設定を検討する。②文化財探訪ルートを検討する。③文化財の普及啓発体制を検討する。

52 関連文化財群等設定事業 (1)オ①

- ・把握調査の成果に基づき、市民参加によって関連文化財群や文化財保存活用区域を検討し、設定する。  
■市民、地域、所有者、研究者、行政 ■R8~12



中世城館跡等の分布

■ 市域全体

課 題

方 針

重点措置の例

方向性2 公開と活用 廿日市市の文化財を活かし、まちづくりにつなぐ

● (2)歴史民俗資料館等の整備・充実

- ア 収蔵資料の把握や整理と公開・活用
- イ 調査研究に基づく資料館の展示の充実や情報発信
- ウ 文化財に関する学習機会の確保・充実
- エ 資料館等の展示や収蔵施設の整備・充実
- オ 埋蔵文化財センター等の整備

● (3)災害等から文化財を守る

- ア 災害等から文化財を守るための周知や啓発活動
- イ 文化財の防災対策の実態調査や緊急時対応マニュアル
- ウ 文化財の防火パトロールや防災訓練

● (2)資料館等（宮島以外）の整備・充実

- ア ①収蔵資料台帳を整理する。②収蔵資料の詳細調査を行う。③資料収集（収蔵）基準を作成する。④収蔵資料を公開・活用する。⑤収蔵資料のデジタル化を検討する。⑥資料館の情報発信を検討する。
- イ ①収蔵資料の調査を進める。②収蔵資料の調査報告書を作成する。
- ウ ①学芸員による展示解説・講座などを行う。②館外での学習機会を増やす。
- エ ①施設の再編や整備・拡充を検討する。
- オ ①出土文化財の再整理と公開・活用を進める。②出土文化財の収蔵・保管施設の整備を検討する。

● (3) 災害等から文化財を守る

- ア ①情報発信や啓発活動を行う。
- イ ①指定等文化財について、防災・防犯対策の実態調査を行う。②指定等文化財の防災・防犯計画を策定する。③災害時の広域的避難体制を検討する。④防災・防犯の設備を検討する。
- ウ ①文化財防火パトロールを行う。②文化財防災訓練を行う。

70 資料館等（宮島以外）整備検討事業 (2)工①

- ・資料館など（宮島以外）の再編や整備・拡充を検討するため、調査・検討を行う。  
■行政 ■R5～12

78 文化財防災訓練実施事業 (3)ウ②

- ・文化財所有者・管理者及び地域住民などが参加する防火・防災訓練を行う。  
■市民、地域、所有者、行政  
■R5～12



■ 宮 島

方向性3 宮島の保存と活用 宮島を保存・活用し、未来世代へ確実に継承する

● (1)宮島の保存制度の周知と保存活用計画の策定

- ア 宮島の保存制度の周知
- イ 宮島の文化財について、保存・活用に関する計画策定や改訂

● (2)宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握

- ア 宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握

● (3)宮島の調査研究と魅力の発信・活用

- ア 宮島に関する文化財の公開と、多様な媒体による情報発信
- イ 宮島に関する調査研究
- ウ 宮島の文化財を保存・活用するための拠点施設整備と、埋蔵文化財の計画的な調査・研究

● (1)宮島の保存制度の周知と保存活用計画の策定

- ア ①宮島のさまざまな規制の周知を進める。
- イ ①保存管理計画の改訂を検討し、管理団体の作成に協力する。②島内の文化財について、保存・活用のための共通方針を検討する。③保存管理計画の運用規定を作成する。

● (2)宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握

- ア ①宮島に関係する部局・機関の連携を進める。②宮島に関する民間保護団体を把握する。

● (3)宮島の調査研究と魅力の発信・活用

- ア ①指定等文化財の公開・活用を促進する。②文化財の情報発信を検討する。
- イ ①歴史文化の調査研究を進める。
- ウ ①歴史文化や文化財に関するさまざまな拠点施設の整備を検討する。②島内の埋蔵文化財の発掘調査を進める。

79 宮島文化財保存活用啓発事業 (1)ア①

- ・宮島の文化財や自然・景観などに対する法令などの説明会・研修会を開催する。  
■市民、地域、所有者、行政 ■R5～12

89 宮島歴史民俗資料館整備事業 (3)ウ①

- ・宮島歴史民俗資料館の移転・再整備計画を早急に具体化し、着手する。  
■研究者、行政  
■R5～12

